

## 低炭素型の融雪設備導入支援事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型の融雪設備導入支援事業）交付要綱第4条第5項の規定に基づき、同条第1項の事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、低炭素型の融雪設備の導入促進による温室効果ガス排出の削減を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業の要件

本事業は、融雪設備を整備する事業であり、次のいずれかの要件を満たすものを対象とする。

）地中熱、地下水熱、温泉熱、下水熱又は工場等温排熱を熱源とし、熱交換機やヒートパイプ等により融雪のために使用できる設備であること。

）バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）のみを熱源とするボイラー等により発生した熱を融雪のために使用できる設備であること。

#### (2) 維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、事業実施者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学をすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

#### (3) 二酸化炭素の削減量等の把握及び情報提供

事業実施者は、対象事業における二酸化炭素の削減量、その他本事業から得られた情報を把握し、環境省の求めに応じて提供すること。

#### (4) 事業報告書の作成及び提出

事業実施者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、事業による二酸化炭素の削減効果等を取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月末までに提出すること。なお、3年間の期間の最後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者が他の施設等において低炭素型の融雪設備を導入した事例等を含めたものとする。

### 附則

この実施要領は、平成26年2月14日から施行する。

平成 年度低炭素型の融雪設備導入支援事業の事業報告書

平成 年 月 日  
事業実施者  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

1 事業概要

【本事業内で行った事業の概要を記載する。】

2 事業実績（融雪設備の稼働状況等）

【本報告の対象とする年度における融雪設備を稼働した期間、降雪量、融雪状況等について記載する。】

3 二酸化炭素の削減効果及びその算出方法

（１）削減量（実績）

【本報告の対象とする年度の本事業による二酸化炭素の削減量等を記載する。また、削減量の算出方法及び算出根拠を記載する。】

（２）実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【（１）の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）】

4 事業による波及効果等（３年間の期間の最後に提出する事業報告書において記載する。）

【事業の費用対効果、類似設備の導入実績、今後の設備導入に向けた見込みに関する検討状況等をできるだけ具体的に記載する。】